# 唐津市監査委員公告第4号

財政援助団体等監査結果の公表について

地方自治法第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和4年5月20日

唐津市監査委員 竹内御木夫 唐津市監査委員 飯 田 隆 人

## 財政援助団体等監査結果報告書

### 1 準拠基準

唐津市監査基準

#### 2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

# 3 監査の対象

(1) 対象とした団体

株式会社肥前風力エネルギー開発

(所管課) 経済部新エネルギー推進課

(令和4年3月31日まで政策部新エネルギー推進室)

(2) 対象とした事項及び範囲

令和元年度及び令和2年度事業における出納その他の事務の執行

#### 4 監査の期間

令和4年3月7日から令和4年5月16日まで

# 5 監査の着眼点

団体への財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の 目的に沿って行われているかどうかについて、監査を実施した。

#### 6 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係書類及び

諸帳簿について全部又は一部を抽出し、その資料に基づき関係職員から事情を聴 取しながら実施した。

#### 7 団体の概要及び唐津市との関係

- (1) 団体の概要
  - ア 主たる事務所の所在地唐津市肥前町入野甲1703番地
  - イ 令和4年1月1日現在における基本財産(発行済株式総数) 1千万円(200株)
  - ウ 設立年月日平成15年8月18日
  - エ 目的(定款記載の原文のまま) 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
    - (1) 風力発電設備による発電電力の販売
    - (2) 風力発電設備に関する風速・風向・騒音・電波障害等の立地・環境調査及びコンサルティング業務
    - (3) 風力発電設備を利用した地域開発、環境整備並びに新エネルギーに関する調査研究・企画立案
    - (4) 上記各号に付帯又は関連する一切の業務
  - オ 事業内容(令和2年度株式会社肥前風力エネルギー開発経営状況説明書「2021年度の事業計画」より一部抜粋)

風力発電機 (1,500kW) 1 基をもって風力発電事業を行い、発電した電力は九州電力に対して販売する。年間予想発電量は 2,923,600kWh を予定しており、年間 54 百万円の売上げを計画している。

カ 役員及び社員数 役員4名、非常勤社員1名

(2) 唐津市との関係

同社は、平成 15 年に旧肥前町において、第三セクターとして設立した会社であり、現在の唐津市においても、前記記載の基本財産 200 株のうち 102 株

(資本金5,100,000円)を保有している。

なお、前記役員及び社員数のうち、唐津市職員の兼務は2名であり、代表取 締役社長は唐津市副市長が兼務している。

### 8 監査の結果

問題点又は改善の必要があると認められる事項は、別紙「問題点又は改善が必要な事項」のとおりである。

なお、株式会社肥前風力エネルギー開発については、その経営計画や各年度の経営状況等の積極的な公表並びに今後の経営の方向性について、唐津市の「第三セクター等への関与に関する指針」(令和3年6月策定)に基づいた検討を進められるよう意見を述べておく。

# 問題点又は改善が必要な事項

#### 1 非上場会社への出資について

株式会社肥前風力エネルギー開発(以下「当社」という。)は、令和元年7月31日に、非上場会社A社に対して1,000,000円を出資しているが、当社は、非上場会社への出資をその事業目的としていない。また、非上場株式は、証券市場で売買ができないため流通性がなく、出資金を回収できないリスクを有するものと思料される。

当社の事業目的にないこのような出資を行ったことについて、令和元年6月7日付けで起案されていた「地域エネルギー会社設立および出資者募集の件」の稟議書は確認できたものの、それまでの出資の判断に至った経緯に係る取締役会の議事録等その意思決定に係る文書が確認できなかった。当社の非上場会社A社への出資については、当社の第三セクターとしての事業目的から判断して適切であったのか疑問である。

#### 2 業務執行に伴う意思決定手続について

令和元年度及び令和 2 年度の当社の修繕費の合計 107,344,900 円のうち 99.8%が、B社が行う設備(風力発電機)の保守管理及び増速機・メインベア リング交換等に係る費用であった。

その費用のうち支出金額が高額である増速機・メインベアリング交換等については、平成30年12月13日付けで起案されていた発注等の稟議書における契約金額が98,000,000円であったにもかかわらず、契約金額から8,400,000円減額された89,600,000円(機器60,870,000円及び工事28,730,000円)が令和元年9月30日に支出されていたため、関係書類等を探したものの、その減額の経緯等が確認できる稟議書などは存在しなかった。

今回の監査において発注先選定等に係る基準や会計基準等は見受けられず、 経費支出の適正性や妥当性を確認できない状態であるため、今後は、当社の内 部意思決定に関する基準等を定めることにより経理の適正性、妥当性が確保で きる体制を検討されたい。